

基本財産処分承認

【1】概要

社会福祉法人が基本財産の処分を行う場合、理事会及び評議員会の議決等定款で定める手続きを経た後、基本財産処分承認申請書と必要な添付書類を指宿市長（所轄庁）に提出してください。

所轄庁の承認があったのち、当該財産を処分した時点において、すみやかに定款変更の手続きをとる必要があります。

【2】事務手続き

（1）提出書類

- ・基本財産処分承認申請書（第9号様式）
- ・添付書類（別添「基本財産処分承認申請添付書類一覧」を参照してください。）

（2）処分承認を受ける事項

処分承認を受ける場合は、基本財産の取り壊し、売却、貸与等使用権の設定、その他財産への切り替え、公益事業用財産への切り替え、収益事業用財産への切り替え等が該当いたします。

なお、次に掲げる場合は処分承認が不要です。

- ① 社会福祉施設の改築に当たって老朽民間社会福祉施設整備費（※1）の国庫補助が行われる場合
- ② 施設の増築を行う場合で、建物の基本的計上に変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しないような軽微な処分の場合

（3）申請時期

理事会及び評議員会の承認を得て、基本財産を処分する前

（4）申請場所

指宿市役所地域福祉課社会福祉係

※1 対象施設

- ・児童福祉法に規定する障害児入所施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設
- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

基本財産処分承認申請書添付書類

No	書類	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金) の取崩し	備 考
1	申請書	○	○	○	
2	理事会及び評議員会議事録(写し)	○	○	○	理事長名で原本証明
3	財産目録	○	○	○	処分前のもの
4	不動産登記事項証明書	○	○	—	発行日から3月以内のもの
5	残高証明書	—	—	○	発行日から3月以内のもの
6	不動産の価格評価書	○	—	—	市町村, 銀行発行の評価書又は不動産鑑定書等
7	売買価格等を証する書類	○	—	—	売買仮契約書又は買取確約書等
8	売却金等の使途計画書	○	—	○	
9	施設建設(改築)計画書	○	○	○	
10	図面	○	○	—	平面, 配置図

基本財産を処分し新たな施設整備を行う場合

取り壊しに関する書類に加え, 以下の書類も添付すること。

No	書類
1	処分した建物のあとに新築される建物の図面
2	今回の建替えの計画(事業計画, 資金計画)
3	建替え後の新規事業の計画(事業計画, 収支予算)